

四日市市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

四日市市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

四日市市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年四日市市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員長)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 委員長の任期は、1年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。</u></p> <p><u>3 委員長は、これを再任することができるものとする。</u></p>	<p>(委員長)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p>(委員会の会議及び議事等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の場合</u>において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対</p>	<p>(委員会の会議及び議事等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合</u>において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、</p>

象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。)をそれぞれ通知するものとする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

第13条 (略)

第14条 (略)

場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整 理 番 号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	
<p>（意見取りまとめ者を經由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い</p> <p style="text-align: center;">記名 ・ 匿名</p>			
<p>四日市市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。</p>			
件 名			
区 分	<p>1 消防職員の勤務条件及び厚生福利</p> <p>2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品</p> <p>3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</p>		
現 状			
意見の内容			

※1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。

必要な資料があれば添付すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)